# ５．日常生活の支援

## （１）障害者総合支援法の障害福祉サービス

| | | |
|---|---|---|
| 居宅介護<br>（ホームヘルプ） | 障害により日常生活を営むのに支障がある障害者に、居宅での食事・入浴などの身体介護、洗濯・掃除・買物の家事援助などを行うヘルパーを派遣します。 | 障害支援区分が必要なサービス |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由のかた、または知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難があるかたに対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。 | |
| 同行援護 | 視覚障害によって移動に著しい困難があるかたに対して、外出の際に同行し、必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の援助を行います。 | |
| 療養介護 | 医療が必要なかたに対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。 | |
| 生活介護 | 障害者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供するなどの援助を行います。 | |
| 短期入所<br>（ショートステイ） | 障害者を介護している家族が病気や出産などにより介護が困難となった場合等に、施設に一時入所できます。利用者負担の他に、食費・日用品費などの費用が必要です。 | |
| 行動援護 | 知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要なかたに対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護を行います。 | |
| 重度障害者等包括支援 | 常に介護が必要なかたに対する居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供します。 | |
| 施設入所支援 | 施設に入所するかたに、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護を行います。 | |
| 共同生活援助<br>（グループホーム） | 地域における共同生活住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を提供します。 | |
| 地域移行支援 | 施設に入所、精神科病院に入院しているかたに、地域生活に移行するための必要な支援を行います。 | |
| 自立訓練 | 自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供を行います。日中、一般就労や障害福祉サービスを利用しているかたで、地域移行に向けて一定期間施設に入所し、生活能力等の維持・向上のための訓練を受けることができる宿泊型自立訓練もあります。 | 障害支援区分が不要なサービス |
| 就労移行支援 | 就労を希望するかたに対して、生産活動などの機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供を行います。 | |
| 就労継続支援<br>（Ａ型・Ｂ型） | 企業等に就職することが困難なかたに対して、就労機会の提供と生産活動などの機会の提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練の提供を行います。 | |
| 就労定着支援 | 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用し、一般就労した障害者に対して相談支援や雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整を行います。 | |
| 自立生活援助 | 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での単身生活に移行した障害者等に対して定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に行います。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 地域定着支援 | 居宅において単身等で生活するかたに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に相談やその他必要な支援を行います。 | |
| 計画相談支援 | 障害福祉サービスを利用する場合、希望する生活や援助の方針、サービスの内容等を記載したサービス等利用計画の作成が必要になります。相談支援専門員が作成します。 | |

（利用者負担について）

利用者負担は、サービス費１割です。本人と配偶者または主たる生計中心者の所得に応じて負担上限額があります。

| 区　分 | 上限月額 |
|---|---|
| 生活保護世帯・市民税非課税世帯 | ０円・自己負担なし |
| 市民税課税世帯 | 37,200円（※１） |

（※１）市民税課税世帯の上限月額は、現在軽減措置が実施されています。

・同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合に、合算した額が、この上限額を超えた分や、65歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた障害者が介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担に対して、高額障害福祉サービス費が支給される場合があります。対象者の要件等詳しくは障害福祉課までお尋ねください。

・同行援護利用者で市民税課税世帯は、現在軽減措置が実施されており、他のサービス利用状況等により個々の負担上限月額が異なります。

障害福祉サービス申請から利用までのながれ

| 障害支援区分が不要なサービス | 障害支援区分が必要なサービス |
|---|---|
| ↓ | ↓ |
| 市職員からの聞き取り調査 | 障害支援区分認定調査<br>市職員からの聞き取り調査 |
| ↓ | ↓ |
| ↓ | 障害支援区分認定審査会 |
| ↓ | ↓ |

サービス等利用計画案の作成、またはセルフプランの作成

↓

障害福祉課支給認定会議

↓

支給決定・受給者証の交付・利用事業者と契約

↓

サービス担当者会議

↓

サービス等利用計画の作成

↓

サービスの利用開始

↓

モニタリングの実施

※申請からサービスが決定されるまで、概ね１カ月～１カ月半程度かかります。

※支給決定期間終了前に更新手続き案内を郵送します。

### （２） ガイドヘルパーの派遣

| | |
|---|---|
| 内　　容 | 障害者が外出する際に、歩行や車イスの介助などを行うヘルパーを派遣します。<br>利用者負担は、原則サービス費の１割です。世帯の所得に応じて負担上限額があります。<br>区　分 ／ 上限月額<br>生活保護世帯・市民税非課税世帯 ／ ０円<br>市民税課税世帯 ／ 4,000円 |
| 窓　　口 | 障害福祉課　（TEL）072-433-7012　（FAX）072-433-1082 |

### （３）障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）

| | |
|---|---|
| 対 象 者 | 障害児や発達に心配のある児童（就学前～18 歳） |
| 内　　容 | 日常生活に必要な動作の習得や集団生活への適応に向けた療育を受けることができます。 |
| 窓　　口 | 子ども相談課　（TEL）072-433-7071　（FAX）072-433-7051 |

### （４） 日中一時支援事業

| | |
|---|---|
| 内　　容 | 日中、施設等で活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための訓練をおこないます。<br>※利用者負担は、原則サービス費の１割です。世帯の所得に応じて負担上限額があります。 |
| 窓　　口 | 障害福祉課　（TEL）072-433-7012　（FAX）072-433-1082 |

### （５） 手話通訳者・要約筆記者の派遣

| | |
|---|---|
| 対 象 者 | 聴覚障害者及び言語障害者 |
| 内　　容 | 市役所などの公的機関や、医療機関へ行く場合に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 |
| 窓　　口 | 障害福祉課　（TEL）072-433-7012　（FAX）072-433-1082<br>（ﾒｰﾙ）shogaifukushi@city.kaizuka.lg.jp |

### （６） 盲ろう者通訳・介助者派遣事業

| | |
|---|---|
| 対 象 者 | 大阪府内に居住する盲ろう者で身体障害者手帳１・２級のかた |
| 内　　容 | 市役所などの公的機関や、買物、医療機関へ行く場合などに通訳・介助者を派遣します。<br>派遣費用は無料です。あらかじめ利用登録を行い、派遣希望日の 10 日前までに通訳・介助者派遣申請を行ってください。 |
| 窓　　口 | 盲ろう者等社会参加支援センター（大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内）<br>（TEL）06-6748-0587　（FAX）06-6748-0589 |

### （７） 災害時地域たすけあい制度（災害時要援護者避難支援制度）

| | |
|---|---|
| 対 象 者 | 自分ひとりで避難することが困難で一定の要件を満たすかた |
| 内　　容 | 自宅等で暮らし、災害時に自分で避難することが困難なかたを、地域の支え合いによって、安否確認や避難の支援をします。事前に登録が必要です。 |
| 窓　　口 | 危機管理課　（TEL）072-433-7392　（FAX）072-432-2482 |

### （８） 郵便等による不在者投票

| | |
|---|---|
| 対 象 者 | 両下肢,体幹,移動機能障害１・２級,内部障害１・３級,免疫，肝臓の障害１～３級のかた |
| 内　　容 | 重度の障害により、投票所に行けないかたに、自宅等で投票できる郵便等の不在者投票の制度です。また、郵便等による不在者投票の対象者で、上肢、視覚障害で１級のかたには、「郵便等による不在者投票における代理記載制度」があります。いずれも事前に登録が必要です。 |
| 窓　　口 | 貝塚市選挙管理委員会　（TEL）072-433-7444　（FAX）072-433-7446 |

### （９） 声の広報等（①）・封筒の点字化（②）

| | |
|---|---|
| 対象者 | 重度の視覚障害者 |
| 内容 | ①声のＣＤ及び点字による広報「かいづか」等を発行します。<br>②市から発送する公文書の一部について、封筒に担当課名を点字表示します。 |
| 窓口 | 障害福祉課　（TEL）072-433-7012　（FAX）072-433-1082 |

### （10） 図書の宅配サービス（①）・対面朗読（②）

| | |
|---|---|
| 内容 | ①身体障害者手帳１～４級で来館が困難なかたに、図書の宅配をしています。<br>②身体障害者手帳１～４級で視覚に障害のあるかたに、ボランティアによる対面朗読をしています。 |
| 窓口 | 貝塚市民図書館　（TEL）072-433-7200　（FAX）072-433-7202 |

### （11） 視覚障害者情報プラザ

| | |
|---|---|
| 内容 | 視覚障害者のかたに、点字図書や音訳録音ＣＤの貸出、ボランティアによる対面朗読をしています。また「視覚障害者のための文化教室」を開催しています。 |
| 窓口 | 視覚障害者情報プラザ　（TEL）072-433-7080　（FAX）072-433-1082 |

### （12） 字幕入り映像ライブラリー

| | |
|---|---|
| 対象者 | 聴覚障害者及び言語障害者 |
| 内容 | 一般に公開された映像番組等に字幕や手話を挿入したＶＨＳやＤＶＤ等を無料で貸出をしています。事前に利用者登録が必要です。 |
| 窓口 | 大阪聴力障害者協会（TEL）06-6748-0380　（FAX）06-6748-0383 |

### （13） 大阪府ＩＴステーション

| | |
|---|---|
| 対象者 | 身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病 |
| 内容 | ＩＴを活用した一般就労や在宅就労をめざす障害者を対象にＩＴ講習や訓練を実施し、利用者と企業の橋渡しを行っています。また市町村や福祉施設で実施しているＩＴ講習会やＩＴ個人指導のボランティアとして活躍していただくＩＴサポーターを養成し、障害者のデジタルバイドを解消する取り組みも行っています。 |
| 窓口 | 大阪府ＩＴステーション　大阪市天王寺区上汐４丁目４－１<br>（TEL）06-6776-1222（FAX）06-6776-1281　ホームページ　http://www.itsapoot.jp/ |

### （14） 府営住宅の申込

| | |
|---|---|
| 対象者 | 身体障害者・知的障害者・精神障害者 |
| 内容 | 障害者が、支障なく日常生活を送れるよう配慮された府営住宅(福祉世帯向け・車いす常用者世帯向け等)を募集しています。募集要件の他にそれぞれの要件があります。<br>募集時期・要件は下記までお問合せください。 |
| 窓口 | 〒598-0012　泉佐野市高松東1-10-37　泉佐野センタービル7階（南海本線「泉佐野」徒歩約３分）<br>大阪府営住宅　泉佐野管理センター（㈱東急コミュニティー・TEL：072-458-2850）<br>営業時間：午前９時～午後18時（日・祝除く）<br>（所管地域）岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町内の府営住宅にお申込みのかた<br>大阪府営住宅ホームページ https://www.osakafueijutaku.jp/ |

### （15） 訪問入浴サービス

| | |
|---|---|
| 対 象 者 | 身体障害者手帳１、２級（下肢・体幹機能障害）・難病で様々な理由で入浴が困難なかた |
| 内　　容 | 入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、看護師等が入浴の介助を行います。利用回数は週１回までで、利用者負担は原則サービス費の１割です。<br>詳しくはお問い合わせください。<br>※介護保険サービス対象者は対象外です。 |
| 窓　　口 | 障害福祉課　（TEL）072-433-7012　（FAX）072-433-1082 |

### （16） 高額障害福祉サービス等給付費

| | |
|---|---|
| 対 象 者 | ①障害福祉サービス利用者等で、世帯における１カ月の利用者負担の合算額が基準額を上回るかた<br>②65歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた障害者で65歳到達後介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）を利用されているかた |
| 内　　容 | ①について<br>・障害者の場合は、障害福祉サービスや補装具等の負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。<br>・障害児の場合は、障害福祉サービスや補装具、児童福祉法に基づく障害児通所（入所）支援等の負担額の合算が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。<br>※世帯に障害児が複数いる場合でも、負担額の合計が一人分の負担額と同様になるように軽減します。<br>②について<br>・65 歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた障害者が介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担を高額障害福祉サービス等給付費として支給されます。<br>・対象者の要件がありますので、障害福祉課までお問い合わせください。 |
| 窓　　口 | 障害福祉課　（TEL）072-433-7012　（FAX）072-433-1082 |

### （17） 緊急時のFAX・インターネットによる119番通報

| | |
|---|---|
| 対 象 者 | 聴覚障害者、音声・言語機能障害者 |
| 内　　容 | FAX・インターネットによる通報を受付します。事前の登録が必要です。 |
| 窓　　口 | 障害福祉課　（TEL）072-433-7012　（FAX）072-433-1082 |

### （18） 緊急時のFAX・メールによる110番通報

| | |
|---|---|
| 対 象 者 | 聴覚障害者、音声・言語機能障害者 |
| 内　　容 | FAX・メールによる通報を受付します。 |
| 窓　　口 | 大阪府警　【FAX110番】　06-6941-1022<br>【110番メールアドレス】 m110@police.pref.osaka.jp |